

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 14 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 4 項の規定に基づき、公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会に関する規則（平成 12 年鳥取県規則第 85 号）第 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 8 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 日時 平成 19 年 9 月 14 日（金） 午後 1 時 30 分から
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁第 29 会議室（第 2 庁舎 4 階）
- 3 案件 イノシシの猟法の禁止の解除について